

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「リアル×テクノロジー」で今の先鋭を追求し、「10年後の当たり前」を造っていくことを目指しております。実業（リアルビジネス）である「不動産事業」を手掛けることで、お客様・業界の課題を把握し、その解決に向けて、AIテクノロジーを活用したクラウドツール等を幅広いお客様に提供する「AI クラウド&コンサルティング事業」として展開してまいりました。今後も、「リアル×テクノロジー」というビジネスモデルを一段と発展させ、持続的な企業価値の向上に向けて更なる進化を続けてまいります。

このような経営方針のもと、持続可能な企業の前提として法令の遵守をはじめコンプライアンス体制の堅持、経営監視機能の充実による経営の透明性の維持等が何より重要と考えており、これらを実現するための強固なコーポレート・ガバナンス体制を構築し、ステークホルダーとの信頼関係の維持発展に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

当社は現在、議決権の電子行使プラットフォーム等の利用や招集通知の英訳等を行っておりませんが、今後、海外投資家の株主比率等の動向に応じ検討してまいります。

【補充原則4-3-3】

代表取締役の解任決議については取締役会規程で定めておりますが、その具体的な判断基準は定めておりません。従いまして、代表取締役による重大な法令違反等客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで、決議することとしております。

【補充原則4-8-1】

現在、独立社外取締役（監査等委員）のみの会合は実施しておりませんが、毎月当該独立社外取締役2名と社内の監査等委員の会合については実施し、活発な意見交換を行っております。今後監査等委員が増員となった場合には、独立社外取締役のみの会合の開催も必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8-2】

社外取締役は現行2名体制につき、筆頭独立社外取締役を設置する必要性に乏しいことから、実務上常勤の監査等委員が経営陣との連絡・調整役を担っております。今後監査等委員が増員となった場合には、筆頭独立社外取締役の設置を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時で開催し、重要な案件の決議や報告等を行っております。取締役会での議論の実効性確保のため、開催に先立ち、週1回の経営会議にて議案等に関して確認を行っております。また、資料の事前配布を徹底し、社外取締役に対しては事前に議案の詳細な説明を行っております。取締役につきましては自己評価は実施しておりますが、取締役会の実効性評価に関しては、評価手法等について引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、現時点では、政策保有株式として上場株式を保有しておりません。保有を検討する場合には、保有目的の適切性、当社の資本コストとの比較による投資の採算性、株価変動等リスクを具体的に精査し、保有の適否を検証のうえ、保有いたします。また、議決権行使については、株主価値及び取引先の中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて適切に行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、社内規程として関連当事者取引管理規程を定め、関連当事者取引については取締役会の承認事項としております。承認に当たっては、会社や利害関係者である株主等の利益を不当に害することのないよう、取引継続の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性を十分検討するなど、当該取引を適切に牽制する体制としております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を導入しておりますが、企業年金のアセットオーナーとして積み立て等運用には関与しておりません。なお、従業員に対しては制度に関する説明等を定期的に周知徹底しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社の取締役会は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、取締役会の意思決定の透明性・公正性を確保し実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点から、企業理念ほか重要な方針について主体的に情報発信することとし、ウェブサイトや株主総会招集通知等で開示しております。

（i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

有価証券報告書ほか下記当社ウェブサイト等に記載しております。

<https://sre-group.co.jp/>

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方、開示項目の基本方針は本報告書「Ⅰ.1.基本的な考え方」、[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]に記載のとおりであります。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本コーポレート・ガバナンス報告書「Ⅱ.1.機関構成・組織運営等に係る事項 [取締役報酬関係]」に記載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役候補の選解任を行うに当たっての方針・手続については、社内規程等で定めておりませんが、下記観点から総合的に判断し選任の手続を行っております。なお、社外取締役の選任に当たっての基本方針は有価証券報告書に記載しております。

①取締役候補は、当社の企業理念に基づき、担当部門の業界動向に精通していることはもとより、当社の発展のために常に課題を設定・把握し、完遂・解決する能力があること、コンプライアンス意識が高く、部下を始め職員の模範となる人物であること等を基準に選定しております。

②監査等委員候補は、取締役の職務執行を適時適切に監督し、健全な経営と社会的信用の維持向上のために法令違反や規程違反等による不祥事を未然に防止する役割から、コンプライアンス意識が高いことはもとより、経済情勢や業界に対する高い見識、法令や会計・税務等高度な専門知識を有している等の基準で選任を行っております。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の取締役候補指名の理由や経歴等は、株主総会招集通知に記載しております。

[補充原則4-1① 取締役会の役割・責務]

当社は、取締役会規程において、法令上の必須事項を含め取締役会で決議するものを明確にするとともに、決裁規程において、取締役会付議の基準を法令・金額等の観点から一覧にしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

本コーポレート・ガバナンス報告書「Ⅱ.1.機関構成・組織運営等に係る事項 [監査等委員]」及び有価証券報告書に記載しております。

[補充原則4-11① 取締役会の実効性確保のための前提条件]

取締役は、経営理念・方針に基づき、その職務を果たすために必要な専門知識や経験、人格を備えた者を選任しております。現状では、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を維持した構成となっており、人員数も当社の事業規模に対して適正な水準であります。[原則3-1 情報開示の充実]「(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」にも記載しております。

[補充原則4-11② 取締役会の実効性確保のための前提条件]

取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役としての業務に振り向けております。上場会社の役員を兼任する社外取締役(監査等委員)は1名ですが、当社の監査等委員としての業務遂行に必要な時間・労力を十分確保しております。なお、兼務状況については、有価証券報告書において開示しております。

[補充原則4-11③ 取締役会の実効性確保のための前提条件]

取締役会は原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、重要な案件の決議や報告等を行っております。取締役会での議論の実効性確保のため、開催に先立ち、週1回の経営会議にて議案等に関して確認を行っております。また、資料の事前配布を徹底し、社外取締役に対しては事前に議案の詳細な説明を行っております。取締役につきましては自己評価は実施しておりますが、取締役会の実効性評価に関しては、評価手法等について引き続き検討してまいります。

[補充原則4-14② 取締役のトレーニング]

当社は、取締役(監査等委員を含む)就任時等において、それぞれに必要な知識に応じた研修等の機会を設けております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、継続的な対話の機会を持つことを目的とし、投資家向けの説明会を半期決算ごと実施しております。対話は、主に代表取締役及びコーポレート本部長にてインサイダー情報を伝達することのないよう留意しつつ対応しております。また、必要に応じて専門領域に詳しい取締役等を帯同するなど十分な説明体制を整えております。投資家からの意見については、定期的に経営会議及び取締役会にフィードバックすることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ソニー株式会社	5,910,600	38.80
Zホールディングス株式会社	3,347,500	21.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,425,200	9.35
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	924,200	6.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	815,900	5.35
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	319,100	2.09
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED (LONDON BRANCH)/SMTTIL/ JAPAN SMALLCAP FUND CLT AC	241,500	1.58
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	190,800	1.25
野村信託銀行株式会社(投信口)	160,900	1.05
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	13,540	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

〔大株主の状況〕には11/20付で大量保有報告書提出のキャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーが含まれております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
原田 潤	公認会計士											
本澤 豊	他の会社の出身者					△		△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田 潤	○	○	---	公認会計士及び税理士資格を有し、複数社において取締役及び監査役を歴任しており、経営及び経理財務面において高い知見を有していると考えられるため、当社独立社外取締役（監査等委員）に選任しております。
本澤 豊	○	○	過去に、上場会社の主要取引先及び主要株主であるソニー株式会社の業務執行者でありました。	現在、上場企業である江崎グリコ株式会社取締役としてコーポレートガバナンス・サステナビリティ経営に従事しており、組織経営に関する実務実績があること並びに米国及び国際会計基準の知識も豊富であることから、当社独立社外取締役（監査等委員）に選任しております。

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。現在選任している2名の社外取締役は、全て当社経営陣からの十分な独立性を確保できており、質量ともに社外取締役としての役職を果たすにふさわしい状況にあります。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人 (PwCあらた有限責任監査法人) からその職務の執行状況について報告を受け、定期的に意見及び情報の交換を行うなど緊密な連携を図っております。監査等委員会と内部監査部門は、財務報告を含む業務の適正性や効率性、内部統制への対応等について恒常的に情報交換、意見交換を行い、経営全般について連携して監査を実施しております。また、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門の三者は、会計監査人の監査期間において、連携して情報の交換や意見交換を行うことでそれぞれが適切な監査を行えるよう相互に連携を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	1	0	社外取締役

補足説明 更新

報酬委員会は、社外取締役を委員長とし、社外の有識者1名を含む3名の委員により構成され、監査等委員ではない取締役の報酬について、取締役会の委任において審議することにより、適法かつ妥当な取締役及び執行役員の報酬額を決定することを目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績と連動するインセンティブ付与を行うことにより、継続的に業績及び企業価値を向上させる意志や意識を高めることを目的として、ストックオプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては、継続的に業績を向上させる目的で取締役及び従業員に付与しておりますが、社外取締役及び監査等委員へも、少数株主を含む株主保護のために求められる適正な業務及び監査活動への意識向上を図るため付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在しないため個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、固定分と評価連動分で設定しております。固定分は、役位別、常勤・非常勤の別、評価連動分は、前年度の売上高、売上総利益、営業利益等の会社業績目標への達成度等を勘案して決定しております。2019年6月17日開催の定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額は年額150百万円以内、2020年6月15日開催の定時株主総会において、監査等委員の報酬限度額は20百万円とそれぞれ決議されております。監査等委員以外の取締役の報酬額は、上記限度額の範囲内で取締役会にて決定しております。この役員報酬の決定にあたっては、社外取締役を含むメンバーで構成される報酬委員会において審議することとしており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、上記限度額の範囲内において、監査等委員会にて決定しております。さらに、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬総額とは別枠として、対象となる取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を、年額30百万円以内として決議されております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役のサポートについては、主に経営管理部及び人事総務課が行っております。取締役会における資料の提供をはじめ、必要となるサポート体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社の機関として、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能を主に以下の各機関に持たせることにより適正なコーポレート・ガバナンスの体制を維持しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 西山和良が議長を務め、取締役 河合通惠、取締役 角田智弘、取締役(常勤監査等委員) 久々湊暁夫、社外取締役(監査等委員) 原田潤及び社外取締役(監査等委員) 本澤豊の取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、毎月1回開催される定時取締役会と随時開催される臨時取締役会にて運営されております。各取締役会では、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っており、定例の取締役会では、月次決算に関する予算と実績の比較検討を行い、経営判断の適正化に努めております。

(b) 監査等委員及び監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役(常勤監査等委員) 久々湊暁夫が議長を務め、社外取締役(監査等委員) 原田潤及び社外取締役(監査等委員) 本澤豊の3名で構成され、取締役会での議決権を持った監査等委員が、取締役の職務の執行と日々の事業の運営状況について監査を行っております。また、監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員は社内的重要会議に出席するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うことにより、複眼的な視点から事業の運営状況の把握と監視を行っております。

(c) 会計監査人

当社は、会計監査人としてPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

(d) 内部監査

当社では、内部監査統制課が内部監査を担当し、当社の各部門に対する内部監査を通じて、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

(e) 経営会議

当社の経営会議は、代表取締役社長 西山和良が議長を務め、取締役 河合通惠、取締役 角田智弘、取締役(監査等委員) 久々湊暁夫、執行役員 益子治、執行役員 青木和大、執行役員 清水卓その他代表取締役社長が必要に応じて招集する者で構成されております。経営会議は、代表取締役社長が原則として週1回招集するものとし、取締役会決議事項、代表取締役決裁事項等の事前確認とその他社内の運営方針を審議・決定しており、監査等委員会より最低1名の監査等委員も出席し業務の監視を実施しております。

(f) 執行役員制度

当社では、経営の効率化や意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役会の決議によって選任され、経営会議その他重要な会議体に出席するとともに、取締役会の監督のもと業務を執行しております。

(g) 報酬委員会

当社では、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である報酬委員会を設置し、社外取締役を委員長として運営を行っております。

(h) 顧問弁護士

当社は、日常業務において法令遵守が実行できる環境を整えるべく、顧問弁護士から法的助言を得ております。さらに、一定の専門分野の法的な検討においては、しかるべき専門分野の弁護士より法的助言を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業価値を維持・向上させ、当社に関係するステークホルダーとの信頼関係を構築し継続的に成長していくためには、法令を遵守し、経営監視機能を充実させ、経営の透明性を維持していくことが重要と考えており、これを実現するためにコーポレート・ガバナンス体制を強化することを目的として監査等委員会設置会社を選択しております。業務執行の意思決定等重要なガバナンスについては取締役会に権限を持たせる一方で、監査等委員会による日々の事業運営に対する監査、会計監査人及び内部監査担当者の監査により適切な意思決定と業務執行が行われることを企図し、現体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限（開催日の2週間前）よりも早期に発送しております。 2020年の招集通知発送日は5月29日（株主総会開催日は6月15日）となっております。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年の株主総会は、新型コロナウイルスによる非常事態宣言の影響で日程が限られる中、6月後半の集中日を避けるべく6月15日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、基本方針、適時開示、法令の遵守及び適時開示の方法等について定め、当社ホームページのIRサイトにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期及び2021年3月期第2四半期の決算発表にあたっては、IRサイト上において動画配信を利用した代表者による説明を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期及び2021年3月期第2四半期の決算発表にあたってWeb配信を利用したアナリスト・機関投資家向けの説明会を実施しております。また、各四半期決算発表に基づく事業説明会を実施することで、アナリストや機関投資家の当社への理解の促進に努めております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期及び2021年3月期第2四半期の決算発表にあたってWeb配信を利用したアナリスト・機関投資家向けの説明会を海外投資家も含め、実施しております。また、希望に応じて、各四半期決算発表に基づく事業説明を電話会議等の利用により海外投資家にも実施し、当社への理解の促進に努めております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、当社の決算情報、適時開示情報、事業説明等を掲載し、また四半期ごとに決算の説明資料を公表しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部をIR担当部署として設置しており、経理財務室と連携してIRに関する対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、行動規範を定め、全ての社員の行動に対し、「イノベーションと健全な事業活動を通じて、企業価値の向上を追求し、持続可能な社会の発展に貢献することが、SREホールディングスの企業としての社会的責任の基本をなすものであります。私たちSREホールディングス社員は、SREホールディングスの事業活動が株主、顧客、社員、調達先、ビジネスパートナー、地域社会、その他機関などのSREホールディングスのステークホルダーに与える影響に十分配慮して行動します。」と規定し、ステークホルダーを尊重することを徹底しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、行動規範において、「SREホールディングスは、環境を保全し、全ての人類そして将来の世代のために心豊かな生活を実現していくことが重要であると考えております。SREホールディングスは、更なる持続可能な社会の構築に向け、自らの商品及び事業活動のライフサイクルを通して、環境負荷をゼロにすることを目指しております。この環境に関する基本理念を遂行するため、私たちSREホールディングス社員は、法令に定める基準を満たす又はそれを上回るための手立てを検討し、実施することに努めます。また、プロジェクトや事業を検討する際には、環境への影響を重要な判断基準の一つとして考慮します。」と規定しており、これに沿って環境保全活動及びCSR活動を奨励しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時開示規程において、当社の業務、運営又は業績等に関する重要な情報を、迅速、正確かつ公平に開示することを定めるとともに、フェア・ディスクロージャー・ルール対応マニュアルを策定し、投資家に対して公平な情報開示を行うことで、投資家との積極的な対話を目指すことを方針としております。これらに基づき、株主をはじめ当社のステークホルダーに対して、ホームページ、説明会等を通じて情報提供を積極的に行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2016年10月17日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（2019年5月9日開催の取締役会決議により一部改訂）。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、当社の全ての取締役、執行役員及びその他の使用人が遵守すべき基本的な内部規範である「行動規範」及び重要な職務の遂行に関する社内方針・規則を、取締役、執行役員及びその他の使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行っております。
 - b 当社は、コンプライアンス担当部署を設置し、コンプライアンス活動を継続的に推進するとともに、重要な問題が発生した場合は取締役会に報告するものとしております。
 - c 当社は、法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持しております。
 - d 当社は、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。
 - e 当社は、監査等委員・会計監査人と連携・協力の上、業務の適正を確保するために必要な体制を整備し、運用状況を監視・検証しております。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、その職務の遂行に係る文書その他の情報を、法令及び「記録保管規程」に従い適切に保存及び管理しております。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の取締役、執行役員及びその他の使用人は、それぞれの担当領域において、定期的リスクを検討・評価し、リスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行っております。経営管理部門は、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進しております。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会は、取締役及び執行役員の職務分掌を定め、各取締役及び執行役員が責任を持って担当する領域を明確にしたうえで、業務執行の決定権限を取締役及び執行役員に委譲しております。
 - b 取締役及び執行役員は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社全体としての経営目標の達成に努めております。また、業務執行にあたって、各々の職務を遂行するに際して自らと指揮命令関係にない他の取締役・執行役員の担当領域に影響を及ぼす場合には、当該取締役・執行役員と協議の上、当社にとって最適な選択肢を追求しております。
 - c 執行役員は、「決裁規程」の定めるところに基づき代表取締役の承認のもと、下位の使用人に自らの権限の一部を委譲することができるしております。
- (e) 当社及び連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 当社は、当社及び連結子会社全体にとっての重要情報が当社及び連結子会社全体に共有され、適切な意思決定がなされることを確保するため、「決裁規程」及び「行動規範」を遵守しております。
 - b 当社は、当社の事前承認を要する事項、当社から決定権限を委譲された事項及び当社への報告が義務付けられた事項等を明文化した「決裁規程」を定め、当社及び連結子会社内に適宜周知・徹底しております。「決裁規程」により決定権限を委譲された者は、案件の目的、実施方法、費用、効果、リスクなどに関する十分な情報を入手のうえ、これらを評価し、当社及び連結子会社にとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。
 - c 以上のとおり、当社は、当社の連結子会社の状況について、適切に管理しております。
- (f) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会がその職務執行を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を求めた場合は、取締役会は、適任と認められる人員を置くことができるものとしております。補助使用人は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査・往査を行うものとしております。
- (g) 前号の使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会が補助使用人を求めた場合、その任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とし、業務上の合理性が認められる範囲で取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員からの独立性が確保されるものとしております。
- (h) 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力するものとしております。
- (i) 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - a 取締役（連結子会社の取締役を含み、監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、法令及び定款に定められた事項のほか、監査等委員会から報告を求められた事項について、速やかにこれを監査等委員会に報告するものとしております。
 - b 取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、内部通報制度に対する通報の内容及びその対応状況を、監査等委員会の求めに応じて開示・報告するものとしております。
- (j) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、誠実に通報を行った取締役、執行役員及びその他の使用人を公正かつ丁重に扱うものとしております。また、通報者に対する一切の報復措置の禁止について定めると共に、通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めるものとしております。
- (k) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会は、監査等委員の職務の執行に関する活動計画及び費用計画を作成し、当社は、係る活動計画及び費用計画に従い、監査等委員が行った活動に伴い発生した費用を負担しております。
- (l) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 監査等委員は、社内的重要課題等を把握し、必要に応じて意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しております。

b 取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、監査等委員の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役（監査等委員を除く。）等との意見交換等の監査等委員の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び連結子会社、並びにその特別利害関係者、株主、取引先等は反社会的勢力との関係を持たないことを決意し、反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、その関係排除に取り組んでおります。

当社は、反社会的勢力排除について定めた「行動規範」を策定しており、入社時の新入社員研修において、「行動規範」に定められた反社会的勢力排除に関する研修を行っております。

また、反社会的勢力排除のための社内体制として、「行動規範」のほかに、反社会的勢力との関与に関する基本方針である「反社会的勢力対応規程」及び反社会的勢力との関与を防止すべく取引先の反社会的勢力該当性をチェックする基準・手続を定めた「取引先属性確認ガイドライン」を定めております。これら規程において、反社会的勢力の該当性チェック（以下、「反社チェック」という。）の確認の有無を行うとともに、内部監査においても反社チェックの実施について厳格に確認を行っております。

さらに、取引先との契約書には暴力団排除条項を入れるよう社内各部署に徹底させるとともに、契約書の最終確認を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

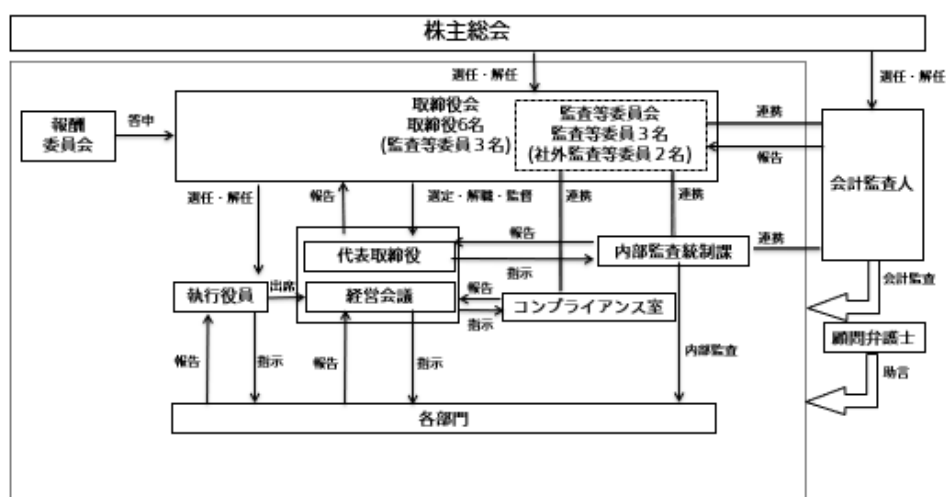
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制に関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

